

名古屋観光デジタルマップ制作等業務委託 仕様書

1 委託業務名

名古屋観光デジタルマップ制作等業務委託

2 事業趣旨

観光分野におけるDX推進の一環として、AIによる利用者個人の興味や関心に合わせた訪問候補地の提案機能を搭載した観光デジタルマップを作成し、情報発信力の強化や観光消費額の拡大を図ることを目的とする。

3 委託契約期間

契約締結日から令和6（2024）年2月29日まで

4 委託業務の内容

(1) 観光デジタルマップの作成

①概要

観光施設や飲食施設等の観光スポットをデジタルマップ上に示し、名古屋の観光情報を地理的に案内するとともに、提案機能やモデルコースの提示、また、名古屋市公式観光サイト「名古屋コンシェルジュ」とも連携することで、利用者・観光客の利便性向上及び周遊促進を図るものとする。

②基本仕様

- ・GPSを活用したWEBアプリとすること。
- ・デジタルマップは「名古屋コンシェルジュ」内に掲載する。なお、掲載に至るまでに必要な調整事項については公益財団法人名古屋観光コンベンションビューロー（以下、「ビューロー」という。）及びサイト管理運営事業者と協議の上決定すること。また、掲載にあたってサイトの改修などが必要になる際は、その経費について受託者が負担すること。
- ・デジタルマップに掲載する情報は「名古屋コンシェルジュ」内の各スポット情報（観光施設、飲食施設、宿泊施設、土産店情報）をベースとし、デジタルマップ上での各スポットの情報量については表示方法を含めて提案とする。ただし、詳細については公式サイトを参照するなど、サイトとの連携・共存について意識すること。なお、公式サイト掲載情報については、原則流用可能とする（一部画像データ等は不可もしくは要許諾）。
- ・スポット情報以外には、モデルコースほか利便性向上や周遊促進に効果的なコンテンツの搭載が可能な場合は提案すること。
- ・作成言語は「名古屋コンシェルジュ」に対応する日本語、英語、中国語（繁体字）、中国語（簡体字）、韓国語、タイ語、ベトナム語。サイトからの流用以外に必要と思われる各言語の翻訳については受託者が対応すること。
- ・Windows、Mac、iPhone、Android 端末に搭載されている汎用ソフトウェアにて閲覧が可能で、最新版のブラウザ、OSに対応していること。
- ・作成するデジタルマップの運用にあたって必要な能力を有し、安全性の高

いサーバを用意すること。

③AIによる提案機能の搭載

AIを活用し、観光客個々人の嗜好や気分に合わせて観光スポットや飲食店などの訪問候補地を提案する機能を搭載すること。また、これ以外に訪問候補地の提案や回遊性向上の仕組みなどが搭載できる場合は提案すること。この際に、ログイン機能が必要になる場合は、その方法なども提示すること。

④複数の広告表示機能の提案

デジタルマップ上で広告を掲載するため、その仕組み、表示方法などを提案すること。

⑤その他コンテンツの自由提案

上記以外に、利用者の利便性向上及び周遊促進につながる有効なコンテンツや拡張機能がある場合は提案すること。

(2)簡易版紙マップの作成

デジタルマップを補完するため、簡易版の紙版のマップを作成・印刷すること。提案時には完成時のイメージがわかるサンプルを提出すること。

- ① 仕様：A3サイズ 両面 4色 紙の種類や重さは提案すること。
- ② 言語：日本語、英語、中国語（繁体字）、中国語（簡体字）、韓国語
- ③ 部数：日本語 20 万部、英語 10 万部、その他各 2 万部 合計 36 万部
- ④ 内容：観光パンフレット「ライブマップ名古屋」と同程度の範囲の都心部の地図と広域の地図を含むこと。ただし、観光スポットの情報やその他観光関連情報等についてはデジタルマップやサイトを参照することを前提に、必要最低限の情報とする。

[参考：「ライブマップ名古屋」PDF データ 掲載ページ]

<https://www.nagoya-info.jp/useful/pamphlet/>

- ⑤ 納品：名古屋観光コンベンションビューロー事務所の他、名古屋市観光案内所（市内 3 か所）ほか計 11 か所程度を予定。

(3)利用促進のプロモーション

作成した観光デジタルマップを周知し、利用促進を図るための効果的なプロモーション提案をすること。

(4) 利用者の行動分析が可能な仕組みの構築

作成したデジタルマップの利用者データ等を活用して、観光マーケティングに生かせるデータ抽出の仕組みを構築すること。

(5) 広告営業手法の提案

デジタルマップ上のスポットやコンテンツの充実、及び収益化を図るた

め(1)-(4)で提案する手段を用いて広告営業手法を提案すること。なお、実際の広告料及び取扱手数料（ビューロー取扱い分は除く）については、受託者と協議の上決定する。

※現行の「名古屋コンシェルジュ」掲載の飲食・宿泊・土産品店については、ビューローの賛助会員施設を掲載しているが、それ以外の施設については有償での追加掲載を予定。

5 委託予定金額

上限額 16,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

6 成果品及び納品期日

(1) デジタルマップ：令和5年10月1日

(2) 簡易版紙マップ：令和6年1月10日

7 委託契約期間

契約締結日から令和6年2月29日まで

8 その他

- (1) 受託者は、ビューローが実施する事業を把握し、それぞれの事業と連携して相乗効果を発揮するよう努めること。
- (2) 本仕様書は委託内容の概要を示すものであり、その他軽微な事項及び本書に記載のない事項であっても、契約金額の範囲内で実施すること。
- (3) 受託者は、業務上において疑義が生じた場合はビューローに報告し、協議の上で業務を遂行すること。なお、ビューローと受託者の協議にかかる最終判断はビューローが行うものとする。
- (4) ビューローが提供した資料については業務終了時まで返却すること。
- (5) 提案書の作成にかかる経費については、提案者の負担とする。なお提出された提案書は返却しないものとする。
- (6) 審査結果は、ビューローのホームページにて公表する。
- (7) 契約締結業者は宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体でないことが条件とする。

9 受託者の義務

- (1) 受託者は、業務上必要な事項を熟知の上、法令規則、本仕様書、別記にある特約条項等及びビューロー職員との協議により業務を行うこと。
- (2) 一括再委託の禁止 受託者は、本事業の全部を一括して再委託できない。なお、本事業の適正な履行を確保するため、受託者が本事業の一部を再委託する場合には、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額について記載した書面を提出し、ビューローの承認を受けること。
- (3) 信用失墜行為の禁止 受託者は、名古屋市及びビューローの信用を失墜する行為をしてはならない。再委託を行った場合は、再委託先も同様とする。

- (4) 受託者は、本事業において知り得た情報について、管理・保管に十分留意するとともに、外部へ漏洩させないこと。再委託を行った場合は、再委託先も同様とし、その管理監督責任は受託者が負うものとする。また、別記「公益財団法人名古屋観光コンベンションビューロー個人情報取扱注意事項」を遵守すること。
- (5) 本業務における成果物及びその著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう）は、無償でビューローに帰属するものとする。中間成果物として納品された図面や写真等は、契約期間中であっても受託者の承諾無く自由に使用でき、期間以降も同様に使用できるものとする。
- (6) 本業務における成果物は、著作権等の処理を済ませた上で納入すること。なお、著作権等に関する紛争が生じた場合は、すべて受託者の責任と負担で対応すること。
- (7) 他者の著作権等を侵害することのないよう、十分配慮すること。
- (8) 妨害又は不当要求に対する届出義務 受託者は、契約の履行にあたって、暴力団又は暴力団員等から妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けた場合は、発注者へ報告し、警察へ被害届を提出しなければならない。また、受託者が前項に規定する妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前項の報告 5 又は被害届の提出を行わなかった場合は、競争入札による契約又は随意契約の相手方としない措置を講じることがある。
- (9) 障害者を理由とする差別の解消の推進 受託者は、本件業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号。以下「法」という。）及び愛知県障害者差別解消推進条例（平成 27 年愛知県条例第 56 号）に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する名古屋市職員対応要領（平成 28 年 1 月策定。以下「対応要領」という。）に準じて、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供その他障害者に対する適切な対応を行うものとする。また、適切な対応を行うに当たっては、対応要領にて示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。なお、受託者は、本件業務を履行するに当たり、本件業務に係る対応指針（法第 11 条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。
- (10) 本事業の実施にあたっては、事前にビューローと十分に調整すること。また、受託期間 中を通じ、進捗状況や今後の進め方等について逐次ビューローに報告するとともに、必要に応じて打合せを実施すること。
- (11) 受託期間中は、業務の経過全般を常に把握している専任の担当者（ビューローとの連絡調整担当者）を配置し連絡調整、打合せ等を実施すること。
- (12) 本事業を遂行する上で必要な一切の経費は、受託者が負担すること。

10 問い合わせ先

(公財) 名古屋観光コンベンションビューロー

総務部コンテンツ戦略グループ 担当：荒川、戸松

〒460-0008 名古屋市中区栄二丁目 10 番 19 号

名古屋商工会議所ビル 11 階

TEL (052) 202-1145 FAX (052) 201-5785

e-mail senryaku@ncvb.or.jp